様式 3-1

（用紙A4）

※受付番号		※業者コード	

技　術　者　総　括　表

職　種	資　　格　　等	人　数
土　木	技術士（上下水道部門・下水道） 技術士（建設部門・土質及び基礎） 技術士（応用理学部門・地質） 地質調査技士 上記の資格を保有しない土木技術者	
	土木技術者数の合計	
建　築	技術士（上下水道部門・下水道） 1級建築士 2級建築士 上記の資格を保有しない建築技術者	
	建築技術者数の合計	
機　械	技術士（上下水道部門・下水道） 上記の資格を保有しない機械技術者	
	機械技術者数の合計	
電　気	技術士（上下水道部門・下水道） 上記の資格を保有しない電気技術者	
	電気技術者数の合計	
水質その他	技術士（上下水道部門・下水道） 上記の資格を保有しない水質その他の技術者	
	水質その他技術者数の合計	

記載要領

1　複数の職種を担当している場合又は複数の資格を有する場合でも希望職種区分毎に、以下の要領により、重複記載を行わないこと。

2　職種の区分は、原則として最終学校の専攻学科によるものとする。

3　複数の職種に関係する専攻学科の場合は、現在の担当職種に相応する職種とする。

4　技術者総括表中に記載されている資格を同一人で複数有する場合

①「建設コンサルタント業務」を希望する場合は、技術士（上下水道部門・下水道）又は1級建築士を優先的に記載すること。

②「地質調査業務」を希望する場合は、技術士（建設部門・土質及び基礎）又は技術士（応用理学部門・地質）を優先的に記載すること。

注　① 技術士（上下水道部門・下水道）とは、技術士法（昭和58年法律20号）による第2次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を指す。

② 技術士（建設部門・土質及び基礎）とは、技術士法（昭和58年法律20号）による第2次試のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を指す。

③ 技術士（応用理学部門・地質）とは、技術士法（昭和58年法律20号）による第2次試験のうち技術部門を応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者を指す。